CO-DEJIMA　会員規約

第１条　（総則）

１．この CO-DEJIMA 会員規約（以下「本規約」という。）は、CO-DEJIMA 事務局（以下「事務局」という。）が運営する CO-DEJIMA（以下「当施設」という。）の会員が遵守すべき事項を定めるものです。

２．当施設に関し、事務局が別途定める CO-DEJIMA 利用規約（以下「利用規約」という。）は、本規約の一部を構成します。本規約と利用規約が異なる場合には、特別な定めがない限り、利用規約が優先します。

第２条　（事務局）

１．本規約に定める業務は事務局が行うこととします。

２．事務局は、長崎市出島町２番１１号 出島交流会館２階に置きます。

第３条　（会員）

会員とは、第４条の入会資格を有し、第５条に定める当施設への入会手続きを完了した者をいいます。

第４条　（入会資格）

当施設への入会資格を有する者とは、原則として次の各号に定める全ての事項を満たす者とします。

(1) 利用規約第３条に定める利用目的に沿った活動を行う者

(2) 本規約を承諾および遵守する者

(3) 有効な身分証明書を提示することができる者

第５条　（入会手続き）

１．当施設への入会を希望する者は、本規約の内容に同意したうえで、ホームページ上から利用者情報を記入し、事前登録を行ってください。

２．前項の事前登録から１ヶ月以内に当施設に来所し、運転免許証等、身分を証明できるものを提示してください。

３．事務局において事前登録の情報と身分証明書の情報に相違が無いことを確認し、第４条の趣旨に照らし、面談の内容を踏まえて入会の可否について判断します。

４．入会手続き完了後、事務局より入退館に必要なＱＲコードを発行します。

５．事前登録に記載した内容に変更等がある場合は、事前にメールもしくは電話にてご連絡ください。

６．事前登録後、事前登録者のご都合により事前登録の取消しを行う場合は、メールもしくは電話にてご連絡ください。

第６条　（入会費及び利用料）

１．当施設の入会費及び利用料は無料です。

２．前項の規定に関わらず、事務局は会員に対して、機材使用等にともなう実費相当額を請求することができるものとします。

第７条　（会員の権利義務）

１．会員は、本規約を遵守しなければなりません。また、本規約に変更があった場合、その変更に従わなければなりません。

２．会員は、本規約に従い、当施設及び利用規約に定めるサービスを利用することができるものとします。なお、会員は本規約に従い、当施設及びサービスの利用が制限されることがあることを予め承諾するものとします。

３．会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければなりません。

４．事務局は、第２項に定める権利を除き、会員に対して、当施設その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を付与するものではありません。

５．会員は、利用した施設、共有備品等につき原状回復義務を負います。

６．当施設における活動によって、発明、考案、著作物、その他の知的財産又はこれらに係る知的財産権が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとします。

７．会員は、当施設で得た秘密情報を第三者に提供してはなりません。

８．会員たる地位及びこれに基づく権利義務を第三者に譲渡及び貸与することはできません。

９．会員が死亡したときは、当然に会員資格を失うものとし、その会員資格は会員本人以外には継承されません。

第８条　（会員情報の開示）

会員は、会員同士の交流促進のため、会員向けＳＮＳや施設内において下記の会員情報を開示しなければなりません。

(1) ニックネーム

(2) ユーザーアイコン

(3) 年齢層

(4) 得意分野（会員が提供できるスキル）

(5) 当施設で取り組みたいこと

第９条　（会員の資格取消し処分）

１．会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事務局は、催告することなく直ちにその会員の会員

資格を取り消す（以下、「会員資格取消し処分」という。）ことができるものとします。

(1) 会員登録その他の際に虚偽の申告を行ったことが判明した場合
(2) 本規約または利用規約に違反した場合、またはその疑いがある場合
(3) 事務局に登録している住所、電話番号及びメールアドレスの未更新、誤登録、その他虚偽登録等により、２ヶ月以上連絡がつかない場合
(4) 他の会員または事務局の迷惑となる行為をした場合
(5) 犯罪行為を行い、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った場合
(6) その他会員資格を取り消すべき正当な事由があると事務局が判断する場合

２．事務局は、前項に基づき会員資格取消し処分を行った場合、会員に対し書面により通知、または登録済みのメールアドレスに対して通知するものとします。なお、事務局が当該通知を発送し、会員の連絡先不明等により当該通知が到達しなかった場合においても、会員資格は取り消されるものとします。

３．前各項に従って会員資格取消し処分をされたことにより、当該会員が当施設及びサービスを利用できなくなり、これにより当該会員または第三者に損害が発生したとしても、事務局はその責任を負わないものとします。

４．会員資格取消し処分を受けた者で入会資格を回復した者は、再度入会手続きができるものとします。

第１０条（退会）

会員は退会届を事務局に提出することで、任意に退会することができます。

第１１条（個人情報保護）

事務局は、提供された個人情報について、別途定める「個人情報保護方針」に基づき取り扱うこととします。

第１２条 （規約の改定）

１．事務局は、本規約を適宜変更することができます。

２．事務局は、前項の定めに従い本規約を変更したときは、当施設のウェブサイトへの掲載により会員に告知します。

第１３条 （別途協議事項）

本規約に定めのない事項については、原則として事務局の指示に従っていただきます。

第１４条 （免責事項）

１．当施設への入会に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、事務局は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、事務局は一切

の責任を負いません。

2．利用規約第４条に記載する会員サービスについて、事務局は、その提供の有無やその内容の完全性、正確性、有用性、最新性、真実性等について何ら保証するものではありません。

3．当施設で他の会員その他第三者の提供する情報の内容などについて、事務局は、完全性、正確性、有用性、最新性、真実性等を何ら保証するものでありません。また、これら及びこれらに基づいて会員に生じたいかなるトラブル、損害、その他一切の不利益について、事務局は責任を負いません。

第１５条　（管轄裁判所）

本規約に関して会員と事務局に紛争が生じた場合、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第１６条　（準拠法）

本規約は、日本法に準拠します。

附則

この規約は、令和８年７月１５日から施行します。

CO-DEJIMA 事務局　御中

退会届

申請日　　年　　月　　日

会員氏名			
住所	〒		
TEL		E-Mail	
FAX			
退会理由 （任意）			

CO-DEJIMA　利用規約

第１条　（目的）

この CO-DEJIMA　利用規約（以下「本規約」という。）は、CO-DEJIMA 事務局（以下「事務局」といいます。）が運営する CO-DEJIMA（以下「当施設」という。）の利用及び当施設において事務局が提供するサービス（以下「当サービス」という。）を受けるにあたり必要な事項を定めるものです。

第２条　（事務局）

１．本規約に定める業務は事務局が行うこととします。

２．事務局は、長崎市出島町２番１１号 出島交流会館２階に置きます。

第３条　（施設の設置目的）

当施設は、新たなビジネスモデルによって成長を目指すスタートアップの創出や育成に向けて、スタートアップ、起業家、金融機関、投資家、大学、その他支援者等の交流促進を図るとともに、スタートアップ等の成長支援を実施するために設置するものです。

第４条　（当施設が提供するサービス）

１．事務局は第３条の目的を達成するため、会員に、次に掲げるサービスを提供します。

(1) 当施設における活動スペースや機材の提供

(2) 新事業創出につながるセミナー等の開催

(3) ＳＮＳ等を活用した会員同士の交流の場の提供

(4) その他、新事業創出を促進するために必要な活動のサポート

２．当サービスの利用料については、本規約第１１条の有料のサービスを除き、原則無料とします。

３．事務局は必要に応じて、当サービスの内容を変更または中止することができるものとします。

４．当サービスの内容が変更または中止されたことによって生じた会員の損害について、事務局は一切責任を負いません。

５．事務局が第１項で定められたサービスを変更または中止する場合、事務局は会員に対し、事前に告知を行うよう努めるものとします。

第５条　（利用対象者）

当施設は、CO-DEJIMA 会員規約で定める会員以外の者の利用を原則として禁止します。但し、イベントの参加者等、会員が事業を行う上で必要がある場合は、必要な範囲内において利用することを認めます。

第６条　（利用時間）

利用時間は下記の通りとします。但し、次条の定めにより休館した場合には、利用時間内であっても当施設の利用はできません。

火曜日 ～ 土曜日：12：00～20：00（最終入館時間：19：30）

第７条　（休館日）

１．当施設の休館日は日曜日・月曜日・祝日、年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）とします。

２．休館日以外であっても、次の事由により当施設の全部又は一部について、会員による利用を制限する場合があります。

(1) 機器等の不調、破損及びメンテナンス等により当施設を運営できない場合。

(2) 法定の定期点検を行う場合。

(3) 気象状況や災害により、安全に運営できないと事務局が判断した場合。

(4) 前項のほか、天災等により当施設が不測の損害を被った場合または当施設の改修若しくは補修が必要となった場合。

(5) 施設内の改装、設備の改造または修理、その他工事により運営できないと事務局が判断した場合。

(6) その他事務局が必要と判断した場合。

３．前項各号の理由により施設利用及びサービスの一時的な中断や制限が行われたことによって生じた会員の損害について、事務局は一切責任を負いません。

第８条　（入退館の流れ）

１．受付のＱＲコードリーダーに会員自身のＱＲコードを読み込ませて入館してください。

２．退館される際も同じく受付のＱＲコードリーダーに会員自身のＱＲコードを読み込ませた後、退館してください。

第９条　（フォンブースの利用）

当施設内に設置しているフォンブースの利用については、受付で 30 分単位での予約を可能とし、各会員の１日あたりの利用は最大２時間までとします。

第１０条（イベント利用）

当施設内における、セミナー等のイベント開催については、事務局が別途定める「イベント等による施設利用のご案内」に従ってください。

第１１条（備品の利用）

１．有料のサービス

(1) コピー機利用（別途定める額）

(2) コーヒーサービス（別途定める額）

2．無料のサービス

(1) 無料貸し出しが可能な備品は、別途ホームページに掲載しているとおりです。

(2) 使用後、備品は元の位置に戻し、事務局へ報告してください。

第１２条（ネットワーク回線利用上の注意）

1．施設のネットワーク環境について

(1) Wi-Fi では WPA/WPA2 認証で保護された安全な接続を提供しています。セキュリティ上の脆弱性が明らかになっている WEP 認証についてはサポートしていません。

(2) Wi-Fi および LAN ポートに直接接続したクライアント（パソコン・スマートフォン・タブレットなど）同士の通信を遮断することにより、利用者間でのセキュリティを確保しています。また、LAN ポートにスイッチング HUB 等を利用し、ネットワークを分配してご利用される際は、ファイル共有機能を解除するなど適宜設定変更を行ってください。

(3) アクセスログを記録・保存しております。この情報は、ネットワークの保守・管理や不正アクセス事件等、裁判所の発付する令状に基づき外部に提供することがあります。

2．ネットワーク回線利用可能エリア

ネットワーク回線をご利用いただける場所は、当施設内に限ります。

3．禁止行為

(1) 法律、公序良俗に違反する書き込み・行為

(2) スタッフエリア内の情報コンセント（LAN ポート）に機器を接続する行為

(3) 電子メールサーバや、Web サーバ、FTP サーバなどを構築する行為（イベント利用など事務局が認める場合を除く。）

第１３条（利用上の注意）

1．ごみの処理について

ごみは全て持ち帰ってください。

2．ポスターの提示

当施設内へのポスターの提示は基本的に当施設開催のイベント、創業・起業に関する告知に限ります。ポスター提示を希望される場合は事務局にご相談ください。

3．駐車場

当施設に利用者用の駐車場はありません。ただし、イベント開催時の講師用などに必要な場合は事務局にご相談ください。

4．喫煙

当施設内は禁煙です。

5．コミュニケーションについて

(1) 当施設は交流を目的とした施設です。他の利用者の方への積極的なあいさつ、お声がけをお

願いします。また、事務局からお声がけをしたり、アンケートをお願いしたりする場合がありますので、可能な範囲でご協力をお願いします。

(2) 当施設の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、事務局がイベント等に協力を求める場合、可能な範囲でご協力をお願いします。

(3) 当施設は、会員間の交流により新しいサービスの創出を目的としていることをご理解いただき、会員相互において可能な範囲でご協力をお願いします。

6．清掃・現状復帰

使用したテーブル・椅子・備品等は元の位置に戻してください。また、テーブル上のゴミは片付け、汚した場合はきれいに拭いてください。

7．その他

(1) テーブルは互いに譲り合って使用してください。(混んでいるときに、複数人用のテーブルを１人で占拠しないように気をつけてください。)

(2) 防犯上の理由でカメラを設置しておりますので、あらかじめご了承ください。

(3) 施設内のイベント開催時は施設の一部または全部が利用できないことがあります。また、当施設内にはエリアを区切る壁がないため、イベント等の音が漏れることがありますので、予めご了承ください。

第１４条（禁止事項）

当施設内においては、会員による以下の行為を禁止します。

(1) 利用目的と異なる目的での利用

(2) 本規約、法令または公序良俗に違反する行為、犯罪行為またはこれに類する行為、その他事務局が不適切と判断する行為

(3) 布教活動・宗教活動・政治活動・違法なセールス、悪質な勧誘を目的とした行為

(4) 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為

(5) 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為

(6) 他の会員もしくはその他の第三者に対するセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・ストーカー等の迷惑行為

(7) 他の会員もしくはその他の第三者が写り込んだ写真を無断で第三者に提供したり、SNS 等インターネット上に投稿したりする行為

(8) ネットワークビジネス・MLM（マルチレベルマーケティング）・マルチ商法・保険・情報教材等その対象を問わず、物品または役務の販売、勧誘、あっせん等を行う行為

(9) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう。）またはその支配下にあるものとの関係を持つこと。またはその恐れがある第三者との関係を持つこと。反社会的勢力から依頼を受けてイベント等を開催すること。また、参加者として反社会的勢力が参加する恐れのある

イベント等を開催すること。

(10)動物（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）の当施設への持ち込み

(11)危険物（火薬類、爆発性物質その他事務局が危険と判断したもの）及び他の会員もしくはその他の第三者に迷惑を及ぼす可能性のある物品の当施設への持ち込み

(12)火気の利用または持ち込み

(13)喫煙

(14)食事（おにぎり、サンドイッチ等臭いが少ない軽食を除く。イベント開催時の食事は要相談）

(15)飲酒（事務局などが主催するイベントを除く。）

(16)他の会員もしくはその他の第三者が不快に感じるほどの騒音・振動・臭気等を出す行為

(17)当施設内の廊下等の共有部分を占有し、または私物を無断で残置する行為

(18)事務局が定める立ち入り禁止エリアへの立ち入り

(19)内壁・通路・階段・外壁等の共用部分に、無断で看板・ポスター等の広告物を掲示する行為

(20)事務局スタッフ等に対し、反復的または長時間にわたる対応の強要等による不当な時間拘束、暴言、脅迫、暴力、優越的な立場を利用した威圧的な言動、SNS その他インターネット上での誹謗中傷等、社会通念上相当な範囲を超える迷惑行為

(21)その他本施設の円滑な運営を妨げる行為

第１５条（安全管理）

１．利用中は、利用者の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。

２．非常時に備え非常口、防災設備の位置や利用方法等を予め熟知してください。

第１６条（所持品の管理）

当施設内における利用者の所持品の管理は利用者の責任により行うものとし、当施設内において生じた盗難及び紛失、事故等については、事務局は一切の責任を負いません。

第１７条（拾得物の取扱い）

当施設内の拾得物及び放置物については拾得日より２週間保管するものとし、当該期間を経過した場合には、事務局において任意に処分することができるものとします。当処分により、会員又は第三者に損害が生じた場合であっても、事務局は一切の責任を負いません。

第１８条（規約の改定）

１．事務局は、本規約を適宜変更することができます。

２．事務局は、前項の定めに従い本規約を変更したときは、当施設のウェブサイトへの掲載により会員に告知します。

第１９条（損害賠償）

１．利用者は、当施設内において、故意又は過失により他の利用者、第三者又は事務局に損害を与えた場合、直ちに事務局にその旨を報告するとともに、損害を与えた者に対し、誠実に対処し、自ら責任を持って解決するものとします。

２．利用者が故意又は過失により当施設又は当施設内に設置された設備備品等を破損・毀損した場合、その原状回復に必要な費用を負担していただきます。

第２０条（免責事項）

次の各号に該当する事由により利用者又は第三者が被った損害について、事務局は一切責任を負いません。

(1) 地震、水害等の天変地異等の不可抗力による災害
(2) 停電、事故、当施設内の設備機器の故障等
(3) 利用者の私物等の紛失、盗難、破損
(4) 当施設の臨時休館、利用時間の変更、施設の管理運営上の理由による当施設内の設備機器等の一時的な提供の休止等
(5) 当施設におけるセミナー等のイベント開催
(6) 本規約の改定
(7) 前各号のほか、事務局の責に帰すことができない事由

附則

この規約は、令和８年７月１５日から施行します。